以下の資料はすべて横浜市史資料室に田村家より寄贈された田村明資料「昭和43年3月22日首脳部会議議事録メモ」に含まれていた一連の資料である。田口が閲覧資料をタイプ打ちしました。ただし「田口注」」は別の資料からです。

**高速道路地下に係る資料集**

飛鳥田市長より横浜市河川利用審議会に諮問「新田間川・派大岡川等埋立利用計画」

昭和40年9月1日第１回審議会、なお昭和40年3月31日に横浜市河川利用審議会条例で設置、会長が金子鼎一郎（市会議員）、学識経験者として河合正一（横浜国大教授）

* 派大岡川と吉田川の一部を高速鉄道用に利用
* 吉田川は大通公園として利用
* 派大岡川は平面路外駐車場・緑地及び道路拡幅新設用として利用する。残余部分は伊勢佐木町周辺商店地域のための商業センタービル用地とする。

昭和41年7月8日「新田間川・派大岡川等埋立利用計画に関する答申書」

１．派大岡川埋立地の利用について

* 関内・関外両地区の一体化
* 高速道路の経路については、地下又は他の経路を選定されたい
* 埋立地に建築するビルは市民利用に
* 高速鉄道は派大岡川を利用

２．吉田川埋立地の利用は大通公園の実現

田口注）…昭和41年9月29日、市高速道路網建設準備室が首脳部会議に『横浜市高速道路網調査報告書』（昭和41年3月）を説明。

派大岡川については「派大岡川利用を考えた場合、河川利用審議会の答申と対立するが、その主旨にもとるものではなく都心部再開発の強力な手段を兼ね高速道路計画としてビルの屋上を高速道路として建築施設計画と公共施設計画をマッチさせた形で今後更に検討を進めたい」

新吉田川南北案については「都心部に集中発生する交通を直接処理できる、建設延長が短く建設費が最小、大岡川洪水河川の利用をしなくすむ」

ただし、「河川利用審議会の答申に反する、大通公園計画と対立する、地下鉄計画と同一ルートとなるので同時施工が望ましい」としている。

昭和43年1月20日午后、清水助役より関係局長に指示

1月18日に確認された建設省の強い意向（半地下方式）を受けて、1月19日午后7時に市長と協議した結果として、

1. 高島町～山下町間（派大岡川経由）の高速道路は高架方式を採用する。
2. 関外地区への延伸計画予定ルートは、吉田川利用の高架方式として対外的に説明してよろしい。
3. ただし、今後なお検討して可能性があれば半地下方式に変更することもありうる。変更の有無については、今年11月頃に予定される都市計画事業決定の時期までに結論を出す。変更ができなければ高架方式で実施する。

田口注）…昭和43年2月16日　第99回神奈川都市計画地方審議会、首都高横羽線「西区高島通一丁目/新山下町一丁目」旧都市計画法で建設大臣が都市計画決定、ただし関内駅裏にオンオフの記号は記載されているが吉田川上空ルートはなし。なお、（注：神奈川新聞昭和43年2月17日によると、審議会委員より横羽線高架が根岸線をまたぐ点に疑問が寄せられ「今後も精力的に計画を考える」という前提で計画決定された。

田口注）…昭和43年2月29日　伊勢佐木町商店街より市長陳情「万里の長城となる高架高速道路」に反対、「高架道路はまちの連続性と景観を損なう」とする反対陳情。

昭和43年3月21日メモ

建設省都市局（都市計画課渡辺専門官）は、3月14日に行った事前説明の際、高速鉄道（地下鉄）の計画決定に先立って、高速道路の延伸部分（吉田川筋）に対する市の方針（高架方式か、掘割方式か）を決定しなければ、地下鉄だけの都市計画決定は出来ず、口頭でよいから市の意志表示を明確にしさえすれば、直ちに書類を回す旨回答があった。

首都高公団から改めて修正提示された計画案にもとづき3月15日より18日にわたり土木局、交通局、計画局、首都高公団で検討した結果、

* 地下鉄土被りが吉田川で7～8ｍ（現行は2.5ｍ）となり、事業費、施工、工期の問題がある。
* 大通公園、駐車場（地下鉄及びビル）は作れなくなる。
* 派大岡川の高架下利用（商業ビル）も高速道路が吉田川に入ることによるインターチェンジの関係で建築規模が縮小される。

昭和43年3月22日首脳部会議議事録

市長：市の将来を考えれば永遠に残る向う面の傷となりそうで、高架方式で吉田川を通る高速道路には踏み切れない。全部御破算にしてやり直しましょう。市電通りに地下鉄を、高速道路は半地下方式で考え直して見ましょう。如何なる非難にも耐えましょう。皆さんも共犯になってもらえませんか。

計画局長：中村川の高架方式はどうしてもダメなのですか。

土木局長：支障家屋数多くランプの取付けに問題のある中村川はどうしてもダメなのです。建設省の専門官も従来の二者択一が吉田川オンリーとなっています。

市長？：掘割方式ならば大通公園の夢は残る。

当会議は極秘扱いとする。

以上